

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 77) (大学名) 熊本大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>熊本大学は、生命科学、自然科学、人文・社会科学の各分野にわたる、充実した学部、大学院、研究所等を備えた、我が国を代表する研究拠点大学としての役割を果たす。そのために、アジア諸国はもとより広く海外の諸大学等との人的・文化的交流を通じて、「人の命、人と自然、人と社会」に関する活発な研究活動を推進し、その成果を基盤として教育・研究の国際性を高め、大学院教育においては、国際社会のリーダーとして活躍できる先導的研究者及び高度専門職業人を養成する。学部教育においては、その基礎としての幅広い教養を持ち高度な課題解決能力を有する人材を育成する。また、教育・研究活動の成果を活用して、広く地域及び国際社会に貢献する。</p> <p>熊本大学は、上記の目的を達成するために、特に次のような取組を推進する。</p> <p>大学院においては、国際的通用性の高い教育プログラムやカリキュラムを整備するとともに教育の実質化をより一層推進する。学士課程教育においては、学習成果に基づいた教育プログラムを整備するとともに創造的知性と実践力に重点を置いたカリキュラムを充実する。また、各課程の目的と学位授与の方針に則し、明確な評価基準に基づいた学習成果の検証によって、学士課程教育及び大学院教育の質を向上させる。</p> <p>研究においては、真理の創造と発見のため、国際的な先端拠点研究の推進に加えて、拠点形成研究等を通しての質の高い研究及び研究者の自由な発想に基づく基盤的・先導的研究を推進することを通して、国際的な視野に立って、将来の学術研究の推進を担うことのできる人材を育成する。</p> <p>このような教育・研究の成果を、イノベーション推進機構を中心として知的財産等の活用を推進するとともに、地方自治体及び地域の大学等と連携し、魅力ある地域づくり、地域文化の向上、教育の質向上等の取組を推進する。</p> <p>国際化の推進においては、国際化推進機構を核として、国際化環境を整備して教育研究の国際化基盤を確立する。特に、九州との関わりの深い環黄海地域を中心に東アジア諸国との国際交流を強化するとともに、新興諸国との連携を拡大しながら、将来構想としての世界水準の教育研究と国際的に通用する人材育成のための「グローバルアカ</p>	

<p>デミッシュハブ（国際的な知の拠点）」の形成を進める。これらの活動を通して、名実ともに九州を代表する国際化推進拠点大学としての役割を果たす。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は平成22年4月1日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、熊本大学に別表1に記載する学部・研究科等及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置くものとする。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標 1) 学士課程においては、学習成果に基づく体系的な学士課程教育プログラムを構築して、創造的知性と実践力を兼ね備えた学士力を身に付けさせ、社会に貢献できる人材を養成する。</p> <p>2) 修士課程（博士前期課程）においては、学士課程教育との一貫性を保ちつつ、社会的及び学術的要請にこたえて、大学院教育を一層実質化して国際的通用性を高め、高度で幅広い専門知識・技能及び課題解決能力を有する高度専門職業人を養成する。</p> <p>3) 博士課程（博士後期課程）においては、学術的及び社会的要請にこたえて、大学院教育を一層実質化して国際的通用性を高め、高い専門性と豊かな創造性を有する研究者及び高度専門職業人を養成する。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 創造的知性と実践力を兼ね備えた学士力を身に付けさせるため、学習成果に基づく体系的な学士課程教育プログラムを平成23年度までに構築し、実施する。 社会的要請の強い分野において、新たに秋季入学の教育プログラムを導入する。</p> <p>高度で幅広い専門知識・技能及び課題解決能力を身に付けた高度専門職業人を養成するため、明確な人材養成目的に沿って、体系的な教育課程を備えた国際的通用性の高い教育プログラムを整備する。 海外の交流協定校等との連携、国費外国人留学生制度の活用等により、国際的な大学院教育プログラムを充実する。</p> <p>社会文化科学研究科：人間・社会科学、文化学及び教授システム学の分野において、高度な専門知識及び創造的課題解決能力を身に付けた研究者及び高度専門職業人を養成するため、コースワーク及び研究指導を充実する。 自然科学研究科：理学、工学及びその融合分野（複合新領域科学等）において、幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を身に付けた研究者及び高度専門職業人を養成するため、コースワーク及び研究指導を充実する。 医学教育部：医学及び生命科学の分野において、高度な知識と研究能力、</p>

4) 法曹養成研究科においては、社会的要請のある特定分野について、理論と実務を架橋する教育課程を提供し、高度で専門的な職業能力を有する人材を養成する。

5) アドミッションポリシーに沿った入学者を確保し、課程の目的と学位授与の方針に則し、明確な評価基準に基づき学習成果を検証することによって、学士課程教育及び大学院教育の改善と質の向上を行う。

6) ICT(情報コミュニケーション技術)の活用を含め、多様な授業形態の普及・促進、学生の意見を踏まえたFD活動による授業方法等の改善及び厳格で一貫した成績評価を組織的に推進する。

生命と医療に関する倫理観及び先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を身に付けた研究者及び高度専門職業人を養成するため、コースワーク及び研究指導を充実する。

薬学教育部：創薬・生命科学・環境科学分野において、薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と環境に関する倫理観及び先進的創薬を実践できる洞察力と技量を身に付けた研究者及び高度専門職業人を養成するため、コースワーク及び研究指導を充実する。

保健学教育部：保健学分野において、看護学、放射線技術科学及び検査技術科学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観及び先進的保健を実践できる洞察力と技量を身に付けた研究者及び高度専門職業人を養成するため、コースワーク及び研究指導を充実する。

法理論と実務を架橋する法曹養成の教育目標に基づき、社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び地域の法的ニーズに的確に対応できる能力を身に付けさせるため、段階的・系統的な教育を実施する。

地域社会、とりわけ熊本県を中心とした九州圏内の司法ニーズにこたえることのできる法曹を養成することにより、九州圏内地域に定着し、地域のために活動する質の高い法曹の量的増加を目指す。

学部等の募集単位ごとに、課程の目的により良く適合するようにアドミッションポリシーを一層明確化する。

アドミッションポリシーに沿った優秀な学生を確保するため、入試の在り方を点検して必要な改善を行うとともに、広報を強化する。

課程の目的に則した学位授与の方針を具体的に定め、明確な評価基準に基づき学習成果を的確に把握・検証することによって、学士課程及び大学院の教育プログラムの改善を継続的に行う。

本学が構築した高度な高度情報化キャンパス環境を活用したeラーニングを含め、多様な授業形態・方法の普及を促進する。

授業方法等の改善を推進するため、学生による授業改善のためのアンケートの方法を見直すとともに、アンケート結果を踏まえた教員のFD活動を充実する。

厳格で一貫した成績評価の徹底を図るため、シラバスにおける授業目標及びそれに基づく評価方法・基準の一層の明確化を推進する。

<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>1) 学士課程においては、創造的知性と実践力を兼ね備えた学士力を養成するため、学習成果に基づく体系的な学士課程教育プログラムの効果的・効率的実施に必要な体制を整備する。</p> <p>2) 大学院においては、国際的に通用する質の高い教育を実施するため、柔軟で効果的な大学院教育実施体制を強化する。また、法曹養成研究科においては、少人数教育の特色を生かし、法理論と実務を架橋する教育体制を強化する。</p> <p>3) 学内共同教育研究施設を活用し、eラーニングや ICT 活用教育を含め全学的な教育推進体制を整備・強化する。</p>	<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>学習成果に基づく体系的な教育を実施するため、学部が主体的に責任を持つ新たな教養教育の構築を含め、効果的・効率的な学士課程教育の全学的実施体制を平成 2 3 年度までに整備する。 学士課程教育プログラムを実施するために必要な教職員を効果的・効率的に配置する。</p> <p>国際的に通用する大学院教育実施体制を強化するため、教育プログラムの成果を検証し、その結果を基に改善する質保証システムを充実する。 社会的・学術的要請にこたえて、国内外の大学や研究機関、産業界や行政との連携等を推進する。 社会文化科学研究科：教育組織を見直すとともに、柔軟で効果的な教育実施体制を構築する。 自然科学研究科：社会的要請を踏まえて教育組織を見直すとともに、柔軟で効果的な教育実施体制を構築する。 法曹養成研究科：多様な授業科目を提供するとともに、少人数教育の特色を生かし、他大学の法科大学院との連携・協力体制を強化する。</p> <p>eラーニングや ICT 活用教育を含む教育・学習に対する全学的な支援・推進体制を整備・強化するため、学内共同教育研究施設の機能的再編を計画的に推進する。 ユビキタスな情報社会における学生の自主的学習を支援するため、総合情報環境構想に基づき、図書館の高度情報化を推進する。</p>
<p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <p>1) 自立した社会人としての資質・能力を高めるため、自律的学習を支援するとともに、学生の経済的・精神的支援や様々な自主的活動の支援を行う。</p>	<p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>学生の自主的な学習を促進するため、学習相談・助言の支援体制を強化するとともに、自習スペース等の自律的学習環境を全学的に整備する。また、社会人学生のニーズに応じた学習支援策を充実する。 学生が充実した生活を送れるように、各種奨学金の応募支援等の経済支援面の取組を強化するとともに、保健センターとの緊密な連携の下に、学生相談室が蓄積したノウハウとデータを生かして、メンタルケア等の総合相談窓口機能を一層向上させる。 学生の社会性を高めるため、学生自主企画支援事業「きらめきユースプロジェクト」の拡充を始め、学生が主体的に取り組む社会貢献・サークル活動等の学内外での様々な活動を継続的に支援する。 学生のキャリア形成・就職活動を支援するため、卒業生の協力も得ながら、キャリア支援課と学部・研究科等が連携する全学的キャリア支援体制を強化する。</p>

<p>2) 学生の国際的な視野を広げるため、海外における学習・研究活動の支援を拡充するとともに、留学生が安心して学習・研究に専念できる生活環境を整備する。</p>	<p>学生の海外研修や調査研究、国際会議やシンポジウムへの参加を促進するために、情報提供及び助成等の支援を展開する。 外国人留学生に対して入学から卒業・就職に至るまで多様なニーズに即応できるようなサービス体制を整備し、より快適なキャンパス生活及び住環境を提供できるよう支援を強化する。</p>
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>1) 「生命科学」、「自然科学」、「人文社会科学」、「学際・複合・新領域」の質の高い研究を展開し、その中で国際的な研究能力を有する人材を育成する。</p> <p>2) 「人の命」、「人と自然」、「人と社会」の科学を全学的に先鋭に営むため、研究者の自由な発想に基づく基盤的研究を推進する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>生命科学において、グローバルCOE「細胞系譜制御研究の国際的人材育成ユニット」プログラム及び「エイズ制圧を目指した国際教育研究拠点の形成」プログラムの着実な遂行等を通して質の高い先端研究を組織的・機動的に展開し、国際的な研究能力を有する人材を育成するとともに、グローバルな共同研究ネットワークの拡充・発展を通して国内外の共同研究を先導する。 自然科学において、グローバルCOE「衝撃エネルギー - 工学グローバル先導拠点」プログラムの着実な遂行等を通して質の高い先端研究を組織的・機動的に展開し、国際的な研究能力を有する人材を育成するとともに、グローバルな共同研究ネットワークの拡充・発展を通して国内外の共同研究を先導する。 人文社会科学において、拠点形成研究「永青文庫」資料等の世界的資源化に基づく日本型社会研究」等を通して質の高い研究を展開し、成果を迅速に公開するとともに、高度な研究能力を有する人材を育成する。また、共同研究ネットワークの構築・拡充・発展を通して広く国内外での共同研究を推進する。 学際・複合・新領域において、拠点形成研究「地域水循環機構に基づく持続的水資源利用のフロンティア研究」等を通して質の高い先導的研究を積極的・機動的に展開し、国際的な研究能力を有する人材を育成するとともに、共同研究ネットワークの構築・拡充・発展及び国内外での共同研究を推進する。</p> <p>「人の命」、「人と自然」、「人と社会」の領域において、基盤的研究を推進するために優れた人材を登用し、共同研究の実施や学術セミナーの開催等を通して次世代人材の育成を強化・推進する。 「人の命」、「人と自然」、「人と社会」の領域において、基盤的研究を推進し、担うことの出来る人材を発掘・育成するため、研究者の研究成果の教育への還元を推進する。</p>
<p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p>1) 質の高い研究及び基盤的研究を推進するため、人材を確保・育成する体制を整備・強化する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>優れた若手研究者を育成するため、本学の大学院先導機構を中心としたデュア・トラック制度及びイノベーション推進機構を中心とした「異分野</p>

<p>2) 質の高い研究及び基盤的研究を推進するため、研究環境を整備・強化する。</p>	<p>融合型イノベーション人材育成プログラム」等の実施並びに各部局等の各種非常勤研究員制度の活用を推進する。 女性教員の積極的参画を実現するため、熊本大学男女共同参画推進基本計画を推進する。また、女性教員の任用を促進し、中期目標期間中に女性教員の割合を概ね15%に増加させる。</p> <p>質の高い研究及び基盤的研究を推進するため、学内で拠点形成研究の公募等を継続的に実施し、新規の基盤的拠点研究を発掘し育成するために研究費を重点配分する。 「発生医学研究所」の全国共同利用・共同研究拠点事業を推進する。既存の学問領域を越えて新たなパラダイムを創出する研究活動を強化するため、大学院先導機構に教員等を継続的に配置する等、機構の体制の強化により、新規拠点研究の育成を重点的に推進する。 「生命資源研究・支援センター」や「総合情報基盤センター」等の学内共同教育研究施設の機能強化・機能分化による研究推進のための技術支援や研究支援体制を強化する。 「グローバルCOE推進室」等の研究支援部門の一層の拡充など、研究者支援の事務支援体制を整備し、教員等が研究に専念できる環境を整える。</p>
<p>3 その他の目標 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標 1) 大学の資源と知的活動の成果を利活用して、大学間連携、産学官連携をグローバルに推進し、知識基盤社会の形成・発展、産業の振興等に貢献する。</p> <p>2) 地域振興の中核大学として、熊本大学の資源と知的活動を活用し、また地域の諸機関と連携し、地域に貢献する。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置 科学技術や産業の振興に貢献するため、イノベーション推進機構を中心として、研究成果の有体物の整備管理、知的財産等の活用を推進する。国内外の研究及び産業の発展等に貢献するため、その推進のための施策・評価委員会等にも積極的に参画し、社会貢献を果たす。また、国内外の研究機関等とネットワークを形成し、学術研究並びに産学官連携を組織的に進める。</p> <p>地域振興の中核大学として、地方自治体と共同で、魅力ある地域づくりと地域人材育成を行うため、政策創造研究教育センターの機能を強化する。地域文化の向上、教育の質向上に貢献するため、「高等教育コンソーシアム熊本」の活動を活性化する。 図書館等を中心とした地域への情報提供と知的・文化的サービスを一層充実させるとともに、公開講座や授業開放等を推進し、地域住民への知の還元を行う。</p>
<p>(2) 国際化に関する目標 1) 質の高い国際連携教育の拡充と、それを円滑に実施するための制度や仕組みを整備し、教育の国際的通用性の向上を目指す。</p>	<p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置 英語による授業の実施、留学生を対象とする日本語教育の充実、交流協定校等との教育プログラムの拡充などを通じて、学生の国際的な交流を推進する。</p>

<p>2) 本学の特色ある分野を中心として、諸外国の研究機関との研究連携を強化することにより、研究の国際的な卓越性を高める。</p> <p>3) 教育・研究の国際化を支える環境の基盤整備を進めるとともに、大学情報の海外への発信等を充実させる。</p>	<p>外国人教員・研究者の受入を拡大するとともに、秋季入学の実施拡大など、教育環境を整備する。</p> <p>研究者交流を大学として推進するために、国際的研究ネットワーク等を充実させ、国際的研究環境を整備する。 アジアをはじめとした世界諸国において、高等教育の発展、研究レベルの向上、並びに人材育成に貢献するために、国際共同研究や国際協力事業等を展開する。</p> <p>第一期に設置された「国際化推進機構」が中心となり、学内文書の英語・中国語・韓国語等への多言語化やワンストップサービスをはじめとする国際化に対応した留学生・外国人研究者への支援環境の整備を強化する。 本学に留学した学生の組織化、海外オフィスの増設など、海外拠点の整備を進めるとともに、教育・研究に関する取組を世界に向けて発信する。</p>
<p>(3) 附属病院に関する目標</p> <p>1) 高度な先端医療を提供する中核病院として、健全経営を維持しつつ診療機能を高め、安全な医療環境を整備して患者満足度の高い医療サービスを提供するとともに、地域のニーズを踏まえて地域医療の発展・充実に貢献する。</p> <p>2) 高度な先端医療の臨床教育拠点として、教育・研修機能を充実させ、質の高い医療人を養成するとともに、地域の医療ニーズを踏まえて、地域医療人の教育・研修を充実させる。</p> <p>3) 臨床研究の成果を早期応用・展開することにより、診療機能の特長化を図り、臨床研究推進体制並びに治験支援体制等を整備し、先端医療等の開発に取り組む。</p>	<p>(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>病院再開発に伴う医療環境整備を継続するとともに、健全経営を維持しつつ、がん診療連携拠点病院、エイズ中核拠点病院等の拠点化を図り、地域中核病院として機能を強化するなど、診療機能の特長化を推進する。 安全、かつ患者満足度の高い医療サービスを提供するため、医療事故防止及び院内感染防止対策の更なる強化に組織的に取り組むなど、リスク対応の質向上を図るとともに、再開発による病棟新営後の院内環境の整備を計画的に推進する。 地域医療連携を組織的に推進するため、周産期医療体制の充実（NICU・GCUの増床及びMFICUの新設）、救急医療の機能分担、地域医療を担う医師の支援など、地域の要請に対応できるシステムを構築する。</p> <p>質の高い医療人を育成して地域に安定的に供給するため、医学、薬学、保健学等の学生、並びに専門修練医の臨床研修プログラムの開発・充実を継続するとともに、専門医資格取得等の指導体制を整備する。 地域医療人向け研修プログラムの開発・充実を推進する。とくに、病院の特色を活かして、がんや生活習慣病、再建・再生医療等の高度で、かつ専門性に対応した医療の教育・研修を充実させる。</p> <p>臨床研究を推進するため、外部資金の獲得及び人材の確保並びに寄附講座の設置等に継続して取り組み、臨床研究推進体制を整備する。 高度医療開発センター及び治験支援センターの機能強化を目指し、外部資金並びに人的資源の積極的な注入による研究支援策を講じて、新たな先進医療の承認獲得、治験支援体制の整備等を推進する。</p>

<p>(4) 附属学校に関する目標</p> <p>1) 附属学校としての特性を活かした教育を行うために幼児・児童・生徒の生きる力等を向上させる教育プログラムを開発・活用し、教育実習校としての機能を高めるとともに、教育委員会等と連携して地域の教育力の向上に貢献する。</p>	<p>(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>教育学部及び教育学研究科の方針・計画に基づき、学校教育に関わる先導的な教育プログラムを開発するために、大学・附属学校園間の組織的な連携体制の強化と学校運営の充実を図り、独自の教育実践研究を推進する。教育学部・教育学研究科の主導の下で行われる、教員としての実践的指導力の育成に効果的なカリキュラム開発を支援し、教育実習に関わる教育・指導機能を高める。</p> <p>熊本県・市教育委員会等との連携を強化して、地域の学校教育等に寄与するため、先進的な教育実践研究の成果を地域の学校等に還元するとともに、効果的な方法により現代的教育課題に関する情報提供・助言等を行う。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>1) 学長のリーダーシップの下、組織運営の効率化を推進するとともに、学内外の意見を活かして、創造的な施策を機動的に展開する。</p> <p>2) 全学的に人材の多様性を高めて、教育研究等の活動を活発に行うために、人事・給与制度改革を継続するとともに、男女共同参画を推進する。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>学長のリーダーシップの下、学術的及び社会的要請を踏まえ大学の活性化に向けて教育研究組織の整備・見直しを行う。</p> <p>経営協議会等の外部有識者の意見の活用及び大学情報の収集・分析・活用等を機動的に行う部門の創設等により、施策立案機能を高める。</p> <p>学長のリーダーシップの下、本学の重点的な施策を機動的に展開するため、学長裁量資源を拡充するとともに、戦略的な資源配分を行う。</p> <p>附属病院については、病院長の専任制（職務従事環境）医師の診療業務環境の整備など附属病院の目的達成に必要な機能を充実・強化する。</p> <p>教育研究等の活動を活発に展開するため、柔軟な人事・給与制度の整備を推進するとともに、教職員のモチベーションの向上に繋がる施策を拡充する。</p> <p>高い専門性を必要とする業務に専門的能力を有する職員を配置するとともに、当該業務に携わる職員のキャリアパス等を整備する。</p> <p>男女共同参画推進基本計画に基づく事業の組織的推進を継続して、男女の機会均等の実現や、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p>
<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>1) 教育研究の進展に対応して、事務等の効率化・合理化のため、事務組織を機動的に再編するとともに、職員の能力向上と意識改革を促進する。</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>法人業務と大学業務の機能分化等の視点から、業務全般の点検・見直しを行い、事務組織の再編・合理化を計画的に実施する。</p> <p>職員の資質・能力向上のためのプログラム等を拡充するとともに、業務の改善と効率化に対する意識向上のための取組を推進する。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>1) 外部資金その他の自己収入増を達成するための財務戦略を策定し、財務基盤を強化する。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>科学研究費補助金等の外部資金を獲得するための具体的方策等を策定し、戦略的に獲得する。</p>

	<p>受益者負担の導入、各種料金の改定等の具体的方策を策定し、自己収入の増加を目指す。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標 (1) 人件費の削減 1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>
<p>(2) 人件費以外の経費の削減 1) 教職員の意識改革、業務改善を通じて、管理的経費を抑制する。</p>	<p>経費削減及び業務の現状を検証するとともに、熊本大学固有の学内アウトソーシングシステムの活用、教職員のコスト意識改革のための取組等を推進する。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 1) 資金の効果的運用管理を行うとともに、土地建物を有効に活用する。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>寄附金、熊本大学基金、大学運営費等の収支状況を定期点検して、余裕金の運用計画を策定し、中期的に安全、かつ効果的に運用する。土地建物の使用状況を定期的に点検して、利活用計画等を策定し、推進する。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 1) 自己点検・評価を改善に繋げるための全学的な体制を整備・強化して、PDCAサイクルを定着させる。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>教育研究等の質の向上を目指して、第一期に引き続き、部局ごとの組織評価及び教員個人活動評価とそれに基づく改善を計画的に実施し、組織評価については、評価の観点・基準の見直しを併せて行う。中期目標・中期計画の達成状況を効率的・効果的に点検・評価するために、大学情報アーカイブスを利用した統合情報データベースを計画的に構築し、活用する。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 1) 熊本大学の現況について、情報公開を適切に実施するとともに、国内外への情報発信を活発に行う。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>情報発信体制を強化し、熊大通信等の大学広報誌、および熊本大学Webページ等を充実させ、情報公開や情報提供を多面的に実施する。海外オフィス、リエゾンオフィス等を活用して、国際的な情報発信機能を高め、第一期に引き続き海外フォーラム等を計画的に開催する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 1) 教育研究等の質の向上に資する施設設備、およびキャンパス環境の整備を推進するとともに、施設設備等を良好な状態に保ち、有効に活用する。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>エコ・キャンパスの構築を目指して、省エネルギー等を計画的に推進するとともに、国際性と地域性に配慮した、安全で快適なキャンパスを整備する。</p>

<p>2) 教育研究等の質の向上に資する高度情報化キャンパス環境の高度化及び情報セキュリティの強化を推進する。</p>	<p>施設設備を良好な状態に保ち、有効に活用するため、学生・教職員等の利用者の意見を反映した施設マネジメントを実施するとともに、拠点形成研究等を戦略的に推進するため、共用スペースを拡充・活用する。</p> <p>PFI方式による事業契約を行った「熊本大学(本荘)発生医学研究センター施設整備事業」及び「熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備事業」を確実に実施する。</p> <p>第一期に整備した高度情報化キャンパス環境の更なる高度化の達成及び情報セキュリティを強化するために、総合情報環構想を再構築し、その構想に基づき、情報セキュリティ強化の恒常的取組み、統合情報データベースによる情報の一元化と有効活用、eポートフォリオ等による学習環境の充実、生涯活用を目指した熊本大学IDの導入等を計画的に実施する。</p> <p>総合情報環構想に基づき、図書館においては、永青文庫等の貴重資料の電子化等を推進するとともに、データベース等の電子的利用環境を整備する。</p>																								
<p>2 安全衛生管理に関する目標 1) 安全衛生管理及び危機管理体制を強化し、安全なキャンパスを構築する。</p>	<p>2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置 職員及び学生等の安全確保を強化するために、産業保健スタッフの充実等を含めて、安全衛生管理体制の見直しを実施する。</p> <p>災害等に備えて、危機管理体制を強化するとともに、市民・地域と連携した取組みに重点を置いた施策を実施する。</p>																								
<p>3 法令遵守に関する目標 1) 不正防止体制等により、法令遵守を啓発・徹底し、不正行為を防止する。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 不正経理や個人情報漏洩等の事例分析に基づき、「不正防止・法令遵守マニュアル」等を充実させるとともに、法令遵守を徹底するための研修等を実施する。</p>																								
	<p>予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画 予算(人件費の見積もりを含む) 収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算</p> <p style="text-align: center;">平成22年度～平成27年度 予算 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1115 1129 1989 1487"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金</td> <td style="text-align: right;">90,469</td> </tr> <tr> <td> 施設整備費補助金</td> <td style="text-align: right;">2,920</td> </tr> <tr> <td> 船舶建造費補助金</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td> 国立大学財務・経営センター施設費交付金</td> <td style="text-align: right;">348</td> </tr> <tr> <td> 自己収入</td> <td style="text-align: right;">151,960</td> </tr> <tr> <td> 授業料及び入学料検定料収入</td> <td style="text-align: right;">36,313</td> </tr> <tr> <td> 附属病院収入</td> <td style="text-align: right;">114,817</td> </tr> <tr> <td> 財産処分収入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td> 雑収入</td> <td style="text-align: right;">830</td> </tr> <tr> <td> 産学連携等研究収入及び寄附金収入等</td> <td style="text-align: right;">16,205</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	収入		運営費交付金	90,469	施設整備費補助金	2,920	船舶建造費補助金	0	国立大学財務・経営センター施設費交付金	348	自己収入	151,960	授業料及び入学料検定料収入	36,313	附属病院収入	114,817	財産処分収入	0	雑収入	830	産学連携等研究収入及び寄附金収入等	16,205
区 分	金 額																								
収入																									
運営費交付金	90,469																								
施設整備費補助金	2,920																								
船舶建造費補助金	0																								
国立大学財務・経営センター施設費交付金	348																								
自己収入	151,960																								
授業料及び入学料検定料収入	36,313																								
附属病院収入	114,817																								
財産処分収入	0																								
雑収入	830																								
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	16,205																								

長期借入金収入	170
計	262,072
支出	
業務費	223,622
教育研究経費	125,694
診療経費	97,928
施設整備費	3,438
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	16,205
長期借入金償還金	18,807
計	262,072

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 132,431 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注)人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については、国立大学法人熊本大学役員退職手当規則及び同職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

[一般運営費交付金対象事業費]

「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

〔一般運営費交付金対象収入〕

「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

〔特別運営費交付金対象事業費〕

「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J(y-1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times (\text{係数})\} \times (\text{係数}) \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y)：教育研究等基幹経費()を対象。

F(y)：その他教育研究経費()を対象。

G(y)：基準学生納付金収入()、その他収入()を対象。

S(y)：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y)：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y)：施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y): 特別経費()を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y): 特種要因経費()を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J(y): 一般診療経費()を対象。

K(y): 債務償還経費()を対象。

L(y): 附属病院収入()を対象。

V(y): 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y): 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

(アルファ): 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で1.8%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

(ベータ): 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係

数値を決定する。

注)中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注)施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注)自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注)産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注)業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注)産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注)長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注)上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	258,548
経常費用	258,548
業務費	226,264
教育研究経費	23,065
診療経費	54,443
受託研究費等	7,167
役員人件費	1,178
教員人件費	79,150
職員人件費	61,261
一般管理費	9,293
財務費用	3,790
雑損	0
減価償却費	19,201
臨時損失	0
収入の部	258,880
経常収益	258,880
運営費交付金収益	88,077
授業料収益	29,662

入学金収益	4,609
検定料収益	962
附属病院収益	114,817
受託研究等収益	7,167
寄附金収益	8,273
財務収益	118
雑益	712
資産見返負債戻入	4,483
臨時利益	0
純利益	332
総利益	332

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額(建物、診療機器等の整備のための借入金)が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	264,840
業務活動による支出	235,366
投資活動による支出	7,899
財務活動による支出	18,807
次期中期目標期間への繰越金	2,768
資金収入	264,840
業務活動による収入	258,634
運営費交付金による収入	90,469
授業料及び入学料検定料による収入	36,313
附属病院収入	114,817
受託研究等収入	7,167
寄附金収入	9,037
その他の収入	831
投資活動による収入	3,268
施設費による収入	3,268
その他の収入	0
財務活動による収入	170
前中期目標期間よりの繰越金	2,768

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

39億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

予定なし

2 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供す。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・(黒髪)総合研究棟改修 期 (教育系)	総額 3,438	施設整備費補助金(2,920)
・(黒髪)総合研究棟改修 期 (文法学系)		船舶建造費補助金 (0)
・小規模改修		長期借入金 (170)
・病院特別医療機械(再開発設備)		国立大学財務・経営センター施設 費交付金 (348)
・(本荘)発生医学研究センター 施設整備事業(PFI)		
・(黒髪南)工学部他校舎改修 施設整備等事業(PFI)		

(注1)施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2)小規模改修について平成22年度以降は、平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- 1) 中長期的な人事計画に基づき適切な人員管理を行うとともに、新規事業等に戦略的、迅速かつ柔軟に対応できるような人員管理方策を導入し、効率的かつ効果的な配置を行う。
- 2) 組織の活性化及び事務職員等の質の向上に資するため、人事制度、人事評価制度、人材育成制度の改革を行うことにより、事務職員等自らがやりがいをもって職務に精励できる環境の整備を行う。
(参考)中期目標期間中の人件費総額見込み 132,431 百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

(本荘)発生医学研究センター施設整備事業

- ・ 事業総額 : 2,277,419千円(H18改定による見直し額)
- ・ 事業期間 : 平成15年度～平成29年度(15年間)

(単位:百万円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標期間小計	次期以降事業費	総事業費
財源									
施設費整備補助金	106	109	112	115	119	122	683	255	937
運営費交付金	70	67	64	61	57	54	372	97	469

(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業

- ・ 事業総額 : 5,055,474千円
- ・ 事業期間 : 平成17年度～平成30年度(14年間)

(単位:百万円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標期間小計	次期以降事業費	総事業費
財源									
施設費整備補助金	270	270	270	270	270	270	1,623	811	2,434
運営費交付金	129	123	117	111	106	100	685	265	950

(注)金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。また、各年度の金額、中期目標期間小計、次期以降事業費、総事業費はそれぞれの金額を端数整理している。

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
財源									
長期借入金償還金(国立大学財務)	2,503	2,824	2,699	2,651	2,740	2,687	16,104	21,386	37,490

経営センター)									
<p>(注)金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。また、各年度の金額、中期目標期間小計、次期以降事業費、総事業費はそれぞれの金額を端数整理している。</p> <p>(リース資産) 該当なし</p> <p>4 積立金の使途 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務 									

中期目標

中期計画

別表1 (学部、研究科等)

学 部	文学部
	教育学部
	法学部
	理学部
	医学部
	薬学部
	工学部
研 究 科	教育学研究科
	社会文化科学研究科
	自然科学研究科
	法曹養成研究科
教 育 部	医学教育部
	保健学教育部
	薬学教育部

別表2 (共同利用・共同研究拠点)

発生医学研究所

別表 (収容定員)

平 成 22 年 度	文学部	700人
	教育学部	1,160人 (うち教員養成に係る分野 920人)
	法学部	860人
	理学部	760人
	医学部	1,233人 (うち医師養成に係る分野 625人)
	薬学部	415人
	工学部	2,127人
	教育学研究科	94人 (うち修士課程 94人)
	社会文化科学研究科	191人 〔うち博士前期課程 146人 博士後期課程 45人〕
	自然科学研究科	970人 〔うち博士前期課程 784人 博士後期課程 186人〕
	医学教育部	392人 〔うち修士課程 40人 博士課程 352人〕
	保健学教育部	38人 〔うち博士前期課程 32人 博士後期課程 6人〕
薬学教育部	197人 〔うち博士前期課程 104人 博士後期課程 93人〕	
法曹養成研究科	82人 (うち法曹養成課程 82人)	

平成23年度	文学部	700人	
	教育学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野 920人)
	法学部	860人	
	理学部	760人	
	医学部	1,248人	(うち医師養成に係る分野 640人)
	薬学部	470人	
	工学部	2,142人	
	教育学研究科	94人	(うち修士課程 94人)
	社会文化科学研究科	191人	[うち博士前期課程 146人 博士後期課程 45人]
	自然科学研究科	970人	[うち博士前期課程 784人 博士後期課程 186人]
医学教育部	392人	[うち修士課程 40人 博士課程 352人]	
保健学教育部	44人	[うち博士前期課程 32人 博士後期課程 12人]	
薬学教育部	163人	[うち博士前期課程 70人 博士後期課程 93人]	
法曹養成研究科	74人	(うち法曹養成課程 74人)	

平成24年度	文学部	700人	
	教育学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野 920人)
	法学部	860人	
	理学部	760人	
	医学部	1,263人	(うち医師養成に係る分野 655人)
	薬学部	470人	
	工学部	2,142人	
	教育学研究科	94人	(うち修士課程 94人)
	社会文化科学研究科	191人	[うち博士前期課程 146人 博士後期課程 45人]
	自然科学研究科	970人	[うち博士前期課程 784人 博士後期課程 186人]
	医学教育部	392人	[うち修士課程 40人 博士課程 352人]
	保健学教育部	50人	[うち博士前期課程 32人 博士後期課程 18人]
	薬学教育部	163人	[うち博士前期課程 70人 博士後期課程 93人]
	法曹養成研究科	66人	(うち法曹養成課程 66人)

平成25年度	文学部	700人	
	教育学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野 920人)
	法学部	860人	
	理学部	760人	
	医学部	1,278人	(うち医師養成に係る分野 670人)
	薬学部	470人	
	工学部	2,142人	
	教育学研究科	94人	(うち修士課程 94人)
	社会文化科学研究科	191人	[うち博士前期課程 146人 博士後期課程 45人]
	自然科学研究科	970人	[うち博士前期課程 784人 博士後期課程 186人]
医学教育部	392人	[うち修士課程 40人 博士課程 352人]	
保健学教育部	50人	[うち博士前期課程 32人 博士後期課程 18人]	
薬学教育部	163人	[うち博士前期課程 70人 博士後期課程 93人]	
法曹養成研究科	66人	(うち法曹養成課程 66人)	

平成26年度	文学部	700人	
	教育学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野 920人)
	法学部	860人	
	理学部	760人	
	医学部	1,293人	(うち医師養成に係る分野 685人)
	薬学部	470人	
	工学部	2,142人	
	教育学研究科	94人	(うち修士課程 94人)
	社会文化科学研究科	191人	[うち博士前期課程 146人 博士後期課程 45人]
	自然科学研究科	970人	[うち博士前期課程 784人 博士後期課程 186人]
	医学教育部	392人	[うち修士課程 40人 博士課程 352人]
	保健学教育部	50人	[うち博士前期課程 32人 博士後期課程 18人]
	薬学教育部	163人	[うち博士前期課程 70人 博士後期課程 93人]
	法曹養成研究科	66人	(うち法曹養成課程 66人)

平成27年度	文学部	700人	
	教育学部	1,160人	(うち教員養成に係る分野 920人)
	法学部	860人	
	理学部	760人	
	医学部	1,298人	(うち医師養成に係る分野 690人)
	薬学部	470人	
	工学部	2,142人	
	教育学研究科	94人	(うち修士課程 94人)
	社会文化科学研究科	191人	[うち博士前期課程 146人 博士後期課程 45人]
	自然科学研究科	970人	[うち博士前期課程 784人 博士後期課程 186人]
	医学教育部	392人	[うち修士課程 40人 博士課程 352人]
	保健学教育部	50人	[うち博士前期課程 32人 博士後期課程 18人]
	薬学教育部	163人	[うち博士前期課程 70人 博士後期課程 93人]
	法曹養成研究科	66人	(うち法曹養成課程 66人)